



あせだより

経営理念

1. 地域社会の住生活の満足度をより高める。
2. 資産家の収益の最大化を計り、資産価値をより高める。
3. 従業員の物心両面の幸せをより高める。

経営方針（中期経営ビジョン）

1. 顧客に感動を与える、より高付加価値サービスの提供。
2. 顧客へのさらなる満足のための、経営者及び従業員一同心を高め常に自らを磨く事に努める。
3. 常に感謝の気持ちを忘れず利他の心を持ち続け世の為人の為に誠実に王道を貫く。

皆様こんにちは。マーケティング事業部の石山です。
少し前の話になるのですが、料理ブームが来ていました。
食べる方ではなく、作る方です！

きっかけは、普段作らないような料理を作って、おうち時間の気分転換にしている方が増えているというニュースを見たことでした。
そこで私も何かやってみようと思い、人生初の「スパイスからカレーを作る事」に挑戦してみたのですが、もう次は作らなくていいかな...(;・∀・)というような出来でした(笑)
それ以来カレーは市販のルーで作っていたのですが、最近気まぐれでまた挑戦してみようかなと思い始めています。ただ今、絶賛研究中です！

料理ブーム



マーケティング事業部
石山 翔太



PM事業部
吉田 純

こんにちは。PM事業部の吉田です。
秋らしさを飛び越えて寒さを感じるこの頃ですが、今年の夏のような酷暑におすすめの、以前私が訪れた涼しいスポットをご紹介します(笑)
2019年に家族で遊びに行った、豊洲の「team Lab Planets TOKYO」です。
膝下くらいまで水で埋め尽くされた一面に広がる景色は、まさに五感で

味わうアートの世界で、他に味わえない貴重な体験でした。
涼しくて綺麗で、カップルや家族でも楽しめるかと思います。インスタ映えにも最高です。
新型コロナウイルスの影響でしばらく東京方面には行っていませんが、落ち着いたらまた、こんな場所に家族でいきたいと思います。

画像を見るだけでも幻想的な雰囲気味わう事ができますので、ご興味のある方は是非ホームページなどをご覧になってみて下さい！

ちなみに私はインスタグラムをやっていないので、行く前にインスタデビューしないとですね。

team Lab Planets TOKYO

気力・体力ともにあり！

初めまして。今年5月に入社した賃貸管理部の渡邊進と申します。
前職は損害保険会社で損害調査・対人賠償の業務に従事していました。
30数年間勤務し、今年3月に65歳で定年退職となり再就職しました。
趣味は、テニスと、登山、キャンプ。

特技は、殆どの魚を捌く事が出来る事です！

いまハマっているのは、メダカ飼育と家庭菜園。

特に家庭菜園は畑を借りて、インターネットで色々調べながら野菜作りをしています。

定年退職後の再就職ですが、気力・体力ともにあります！

改めまして、どうぞよろしくお願いいたします(*^_^*)



賃貸管理部
渡邊 進

不動産のミニ知識

PM事業部
櫻井 朱美

「家族信託」について改めて確認しましょう

こんにちは、PM事業部の櫻井朱美です。
家族と結ぶ信託契約である「家族信託」は、成年後見制度に代わる新たな認知症対策や財産管理の手法、相続関係の対策法として注目されています。
今回のオーナーズニュースは、「家族信託」とはどのような制度なのか、また不動産オーナー様にとってのメリット・デメリットについてご紹介いたします。



■家族信託（民事信託）とは？？

家族信託とは、文字通り家族を信じて託すという意味で、財産を託された家族が柔軟に財産の管理が行えるように創られた制度です。
家族信託を設定することで合法的に円滑な財産管理、継承を行うことができます。



家族信託を利用するメリット

★判断能力が低下しても財産が凍結せず、家族で財産管理を継続できる

判断能力が低下すると、自分で預貯金や不動産の管理、処分を行うことが難しくなります。
元気なうちに家族信託をはじめておけば、財産の凍結を防ぐことができます。
また、裁判所や専門家（弁護士・司法書士など）ではなく、**家族が財産管理を行うことができます。**



★成年後見制度に比べて、柔軟な財産管理・活用ができる

成年後見制度では実際に自分の判断能力が低下した状態になるまでは財産管理の委任をスタートさせることができません。その点において、**家族信託を利用すればいつでも財産管理を任せる状況をスタートさせることができ、**財産の管理処分については信託契約であらかじめ決めておくことができますので、柔軟な資産運用にも対応することが可能となります。

★遺言よりも柔軟な財産承継ができる

遺言により自分の財産を誰に相続させるかを定めることができますが、遺言では「ひとつ先」の承継先までしか定めることができません。
しかし、**家族信託では、「先の先」の承継先まで定めることができます。**

一方で注意すべき点もあります。家族信託は、**財産を預ける人（委託者）と財産を管理する人（受託者）との間で信頼関係が構築されていることが欠かせません。**また、家族信託制度の趣旨は財産管理にあります。そのため、たとえ家族信託を利用しているといっても、受託者の立場から、介護施設の契約や介護サービスの利用、病院手続き等の**生活環境を整えること、また、役所への届け出や申請行為、身上監護の分野をカバーできるわけではありません。**

家族信託は制度の仕組みやメリットを知るだけでなく、デメリットについてもしっかりと把握しておくことが大切です。家族信託を利用して、円滑な財産管理を行うために、改めて内容を確認してみてはいかがでしょうか。



株式会社 いわき土地建物

